

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年 3月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会訓令甲第2号

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令  
香芝市教育委員会事務局事務決裁規程（平成5年教育委員会訓令甲第1号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「課長」を「次長、局長、課長等」に改める。

第20条を第22条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条第2項中「課長」を「課長等」に改め、同条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2号を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市民図書館長の専決事項）

第15条 市民図書館長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）定例的な講演会、集会等の開催計画決定、実施及び奨励に関すること。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（まなび推進局長の専決事項）

第6条 まなび推進局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）香芝市事務決裁規程第13条の2に規定する局長の共通専決事項に関すること。

（2）まなび推進局における事務の総合調整及び運営に関すること。

（3）二上山博物館に展示又は保存している資料の館外貸出しの許可に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。